

改正案	現行
<p>（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第一条の二 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するとき、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するとき、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。</p> <p>（公園施設の種類）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、</p>	<p>（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第一条の二 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。</p> <p>（公園施設の種類）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、</p>

スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 (略)

5 (略)

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。））、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7・8 (略)

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条 (略)

2・5 (略)

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政

バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 (略)

5 (略)

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、売店、飲食店（料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。））、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7・8 (略)

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条 (略)

2・5 (略)

（新設）

6 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十)を超えてはならない。

2 6 (略)

(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準)

第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「都市公園構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

(公園管理者の権限の代行)

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。

2 6 (略)

(新設)

(公園管理者の権限の代行)

第十條の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五 法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六 (略)

七 法第十七条第一項の規定により、都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。

八 (略)

九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

第十條 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 (略)

二 法第十七条第一項の規定により都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。

三 (略)

四 法第二十二条第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第十一条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて次に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 五 (略)

(占用物件)

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場

二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔
2 法第七条第一項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

九 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災

五 法第二十五条の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第十一条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて次に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 五 (略)

(占用物件)

第十二条 (新設)

法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

九 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災

街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

十（略）

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

十（略）

（新設）

する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼
保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるも
のに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公
園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係
る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

（占用の期間）

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところに
よる。

一 次に掲げるものについては、十年

イ 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げるもの並びに第十
二条第一項各号、第二項第一号から第五号まで及び第三項各号に
掲げるもの

ロ （略）

（削除）

二 法第七条第一項第四号に掲げるもの及び第十二条第二項第六号に
掲げるものについては、三年

三 法第七条第一項第五号に掲げるもの並びに第十二条第二項第九号
及び第十号に掲げるものについては、一年

四 法第七条第一項第六号に掲げるもの並びに第十二条第二項第七号
及び第八号に掲げるものについては、三月

（占用に関する制限）

（占用の期間）

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところに
よる。

一 次に掲げるものについては、十年

イ 法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号
までに掲げるもの

ロ （略）

ハ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二十条の
二第一項に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保
育所等施設（同項に規定する保育所等施設をいう。）

二 法第七条第四号及び第十二条第六号に掲げるものについては、三
年

三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるもの
については、一年

四 法第七条第六号並びに第十二条第七号及び第八号に掲げるもの
については、三月

（占用に関する制限）

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 法第七条第一項第三号に掲げるもの並びに第十二条第二項第二号の三に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。

三の二 第十二条第一項第一号に掲げる自転車駐車場は、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設けること。

三の三 第十二条第一項第二号に掲げる看板及び広告塔は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものであること。

四 (略)

四の二 蓄電池で地下に設けられるもの並びに第十二条第二項第二号の三に掲げる河川管理施設、変電所及び熱供給施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

五 第十二条第二項第三号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

六 (略)

六の二 第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それ

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 法第七条第三号に掲げるもの並びに第十二条第二号の三に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。

(新設)

(新設)

四 (略)

四の二 蓄電池で地下に設けられるもの並びに第十二条第二号の三に掲げる河川管理施設、変電所及び熱供給施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

五 第十二条第三号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

六 (略)

(新設)

ぞれ超えないこと。

六の三 第十二条第二項第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同項第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 (略)

八 第十二条第二項第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九 第十二条第二項第十号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場合においては、占用することができる都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

十 第十二条第二項第一号の三に掲げる発電施設及び同項第二号の三に掲げるものを設ける場合においては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。

六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同条第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 (略)

八 第十二条第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九 第十二条第十号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場合においては、占用することができる都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

十 第十二条第一号の三に掲げる発電施設及び同条第二号の三に掲げるものについては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。